

# 新リース会計案に 150件超のコメント

制度調査部  
齋藤 純

## ASBJ がコメントの提出状況を明らかに

### 【要約】

リース会計の見直しに注目が集まっているが、企業会計基準委員会(ASBJ)は、「試案」として公表していた新リース会計基準案等に寄せられたコメントの概要を明らかにした。

ASBJ に寄せられたコメントは、企業、団体等及び個人をあわせて 151 通と異例の多さとなっており、改めてリース会計の見直しに対する注目度の高さが伺える。

本稿では、ASBJ に寄せられたコメントのうち主要なものを紹介するとともに、コメントに対する ASBJ の対応方針をまとめる。

### ASBJ・リース会計専門委員会でコメントの概要を紹介

リース会計の見直しに注目が集まっているが、企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年8月25日、試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、両者をあわせて「試案」と呼ぶ)に対するコメント募集を締め切った<sup>1</sup>。

コメント締切り後初の開催となった9月6日の ASBJ・リース会計専門委員会では、試案に対し、企業、団体等及び個人をあわせて 151 通のコメントが寄せられたことが明らかにされた。

図表 試案に対するコメント提出者の属性

上場会社	非上場会社	団体等	個人	合計
24 通	79 通	12 通	36 通	151 通

1 個人を除く 115 通には、リース会社によるもの 21 通が含まれる。

2 非上場会社には、上場会社の関係会社(上場会社は除く)が 22 通含まれる(社名等から判明しているもの)。

(出所)企業会計基準委員会・リース会計専門委員会資料

9月6日及び9月13日の ASBJ・リース会計専門委員会では、コメントの概要を紹介するとともに、コメントに対する ASBJ の対応案が一部示された。

<sup>1</sup> 試案は、2006年7月5日に、ASBJ から公表されている。

## 試案に対する主なコメントと ASBJ の対応方針

### (1) 賃貸借処理の廃止について

試案の最大の特徴は、現在、「売買処理」と「賃貸借処理」の選択が認められている所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理方法を、「売買処理」に一本化することである<sup>2</sup>。「売買処理」に一本化されれば、売買処理を採用している企業と賃貸借処理を採用している企業との比較可能性や、設備を自社購入している企業とリースにより賄っている企業との比較可能性が高まる。

もっとも、現在リース取引を利用している上場企業のほぼ 100%が「賃貸借処理」を採用している。そのため、「売買処理」が強制されることにより、原則として、貸借対照表のスリム化効果が消滅し、ROA や自己資本比率といった財務指標が悪化することとなる。

こうした賃貸借処理の廃止に関しては、リース取引を利用する企業やリース会社などから、多くの反対意見が寄せられている(これに対し、賃貸借処理の廃止に賛成する意見は 3 通であった。もっとも、試案の内容に賛成である場合には、コメントを提出しないのが一般的と考えられるため、そうした点を考慮する必要がある)。賃貸借処理の廃止に反対する理由としては、次のようなものが挙げられている。

- ・ 諸外国と異なり、わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引の経済的実質は賃貸借取引である。
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース物件の所有権は貸手が有しており、法的側面を重視した会計処理を行うべきである。
- ・ 賃貸借処理を採用した場合でも十分な注記が行われており、現行のリース会計でも問題はない。
- ・ 試案が適用された場合、事務負担が増える。
- ・ 売買処理への統一によるリース取引の減少や、経済に与える影響が懸念される。
- ・ EU が実施した国際会計基準と日本基準との同定性評価では、わが国のリース会計は国際会計基準と同等と評価されている。
- ・ IASB(国際会計基準審議会)と FASB(米国財務会計基準審議会)は共同でリース会計の見直しを行うこととしており、仮に試案を適用しても、短期間のうちに再改訂を行う必要が生じる可能性がある。
- ・ 自動車リースはファイナンスの要素を持つものの、サービスの色彩が強く、賃貸借処理の適用を認めるべきである。

ASBJ では、賃貸借処理の廃止に反対する意見として挙げられた理由は、基本的にこれまでの審議の過程で検討されてきたものと考えられることから、これまで通り賃貸借処理を廃止する方向で今後の検討を進めていく姿勢を明らかにしている。

いずれにしても、わが国の航空機リースの不透明さなどは最近大きく特集する雑誌等もあり、国際的にあまり違和感のないような修正を早急に施す必要がある。

<sup>2</sup> リース会計の見直しに関しては、次の DIR 制度調査部情報も参照されたい。

- ・ 齋藤 純、「新リース会計、借手側の会計処理 リース利用企業の ROA、自己資本比率に影響も 」(2006 年 7 月 31 日)
- ・ 齋藤 純、「新リース会計、貸手側の会計処理 売上高等の計上方法は 3 種類 」(2006 年 7 月 31 日)
- ・ 齋藤 純、「新リース会計が ROA 等に与える影響 借手側企業の ROA、自己資本比率に与える影響の試算 」(2006 年 8 月 30 日)
- ・ 齋藤 純、「リース会計、売買処理を採用する企業 近年では日産、ドン・キホーテなどが売買処理に移行 」(2006 年 8 月 30 日)

## (2) 利息相当額の配分における「利息法」の適用について

試案では、借手が支払うリース料総額を「利息相当額部分」と「元本返済額部分」に区分し、「利息相当額部分」については「支払利息」として各期に配分することとしている(利息相当額部分は、リース取引開始時におけるリース料総額とリース資産(リース債務)の計上額との差額である)。

利息相当額部分の各期への配分方法は、原則として「利息法」によることとされており、この点に関しては、「繰延資産の取扱いと同様に、継続適用を要件とした定額法を容認すべきである」との意見が出されている。

これに対し ASBJ では、利息相当額に金額的重要性がない場合には、既に「定額法」又は「利息相当額の合理的な見積額をリース料総額から控除しない方法」を試案で認めており、一方、金額的重要性がある場合は繰延資産と同列には扱えないとの方針を示している。

## (3) リース資産総額の重要性に係る 10% 基準について

上記(2)の「支払利息」の各期への配分について、「定額法」又は「利息相当額の合理的な見積額をリース料総額から控除しない方法」が認められるのは、「リース資産総額に重要性がないと認められる場合」とされている。ここでいう「リース資産総額に重要性がないと認められる場合」とは、「未経過リース料期末残高<sup>3</sup> + 有形固定資産 + 無形固定資産」に占める未経過リース料期末残高の割合が 10% 未満である場合をいう。

この「10% 基準」に関しては、次のような意見が寄せられている。

- ・ 基準変更に伴う経済全体への大きな影響を避け、かつ、事務の過大な負担を考慮し、慎重な検討及び基準の引上げが必要である。
- ・ 有形固定資産及び無形固定資産に重要性がない会社もあるため、有形固定資産及び無形固定資産の残高に替えて、固定資産全体の残高により判定することも検討すべきである。
- ・ 利息相当額部分の配分を「利息法」又は「定額法」によった場合には、減価償却費と支払利息の 2 つの科目が発生するが、「利息相当額の合理的な見積額をリース料総額から控除しない方法」によった場合には減価償却費のみが計上されることとなり、損益計算書の表示上、整合性がとれなくなるのではないか。

ASBJ は、これらの意見のいずれについても試案の内容を維持する方針を示している。

## (4) 賃貸借処理の適用が認められる 300 万円基準について

試案では、個々のリース資産に重要性がないと認められる場合には、所有権移転外ファイナンス・リース取引であっても、賃貸借処理の適用を容認している。具体的には、以下のいずれかに該当する少額又は短期のリース取引について、賃貸借処理の適用が認められる。

- 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合
- リース料総額が当該基準額以下のリース取引
- リース期間が 1 年以内のリース取引
- 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約 1 件当たりのリース料

<sup>3</sup> 少額リース資産又は短期のリース取引として賃貸借処理を行うものや、利息相当額を利息法により各期に配分するものに係る未経過リース料を除く。

---

総額<sup>4</sup>が 300 万円以下のリース取引

---

上記のうち、 の 300 万円基準に関しては、「額を引き上げるべき」又は「事務用機器、小規模商業施設、自動車については、金額にかかわらず賃貸借処理を認めるべき」との意見が寄せられている。しかし ASBJ では、300 万円という水準はリース契約 1 件当たりの平均価格に基づき設定しているため、変更するには相応の理由が必要とし、実質的に 300 万円という水準を維持する方針を示している。

また、「連結子会社については中小企業と同様の取扱い(筆者注：実質的に賃貸借処理を意味するものと思われる)を認めるべき」との意見も出されているが、ASBJ では、他の会計基準で連結子会社に特別な取扱いを行っているものはないことから、連結子会社に中小企業と同様の取扱いを認めることについては否定的な方針を示している。

#### (5)適用時期について

リース税制との調整が必要であるといった理由から、試案には適用時期が記載されていない。この点に関しては、「税制上の取扱いに関する課題の解決を、適用時期の決定等の前提とすべき」との意見のほか、「現行リース税制における賃貸借処理が維持されなければ、試案は適用すべきでない」との意見が出されている。

一方、「(会計基準の)公表から適用まで十分な期間を設けるべき」といったように、適用までの準備期間の設定を求める意見や、国際会計基準とのコンバージェンスを踏まえれば「(現在のような状況を)いたずらに放置すべきではない」とする意見も提出されている。

ASBJ からは、適用時期に関するコメントへの対応案は示されていない。

---

<sup>4</sup> 維持管理費用相当額及び通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を控除することができる。